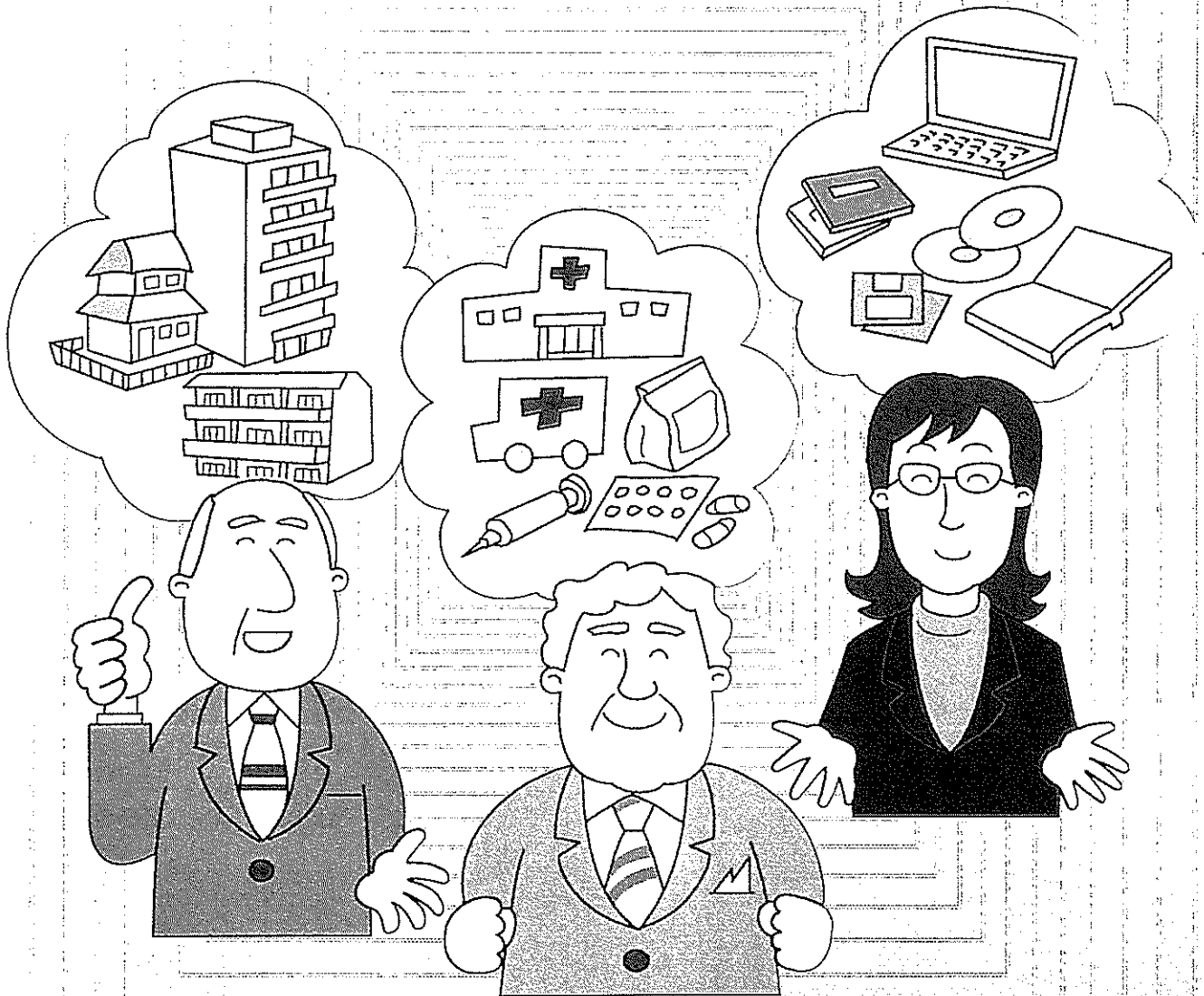


専門委員の手引

～ 専門委員になられる専門家の方のために ～



最高裁判所

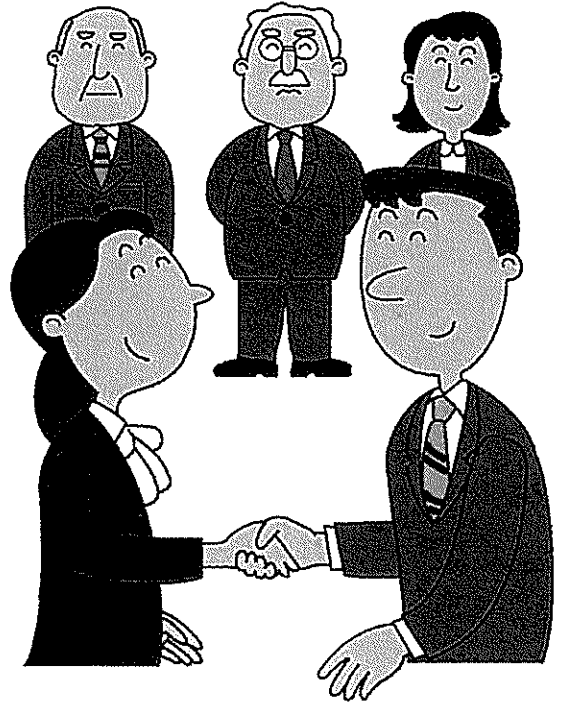
<http://www.courts.go.jp/>

専門訴訟の充実した審理のために

医事関係訴訟，建築関係訴訟，知的財産権関係訴訟等，その紛争解決のために専門的な知識や経験が必要となる訴訟（専門訴訟）は，近年，多様化・複雑化しています。そのため，内容を把握する上で，高度な専門的知識を必要とする場合が多く，訴訟の種類によっては，その審理期間が比較的長期化してしまうものもあります。

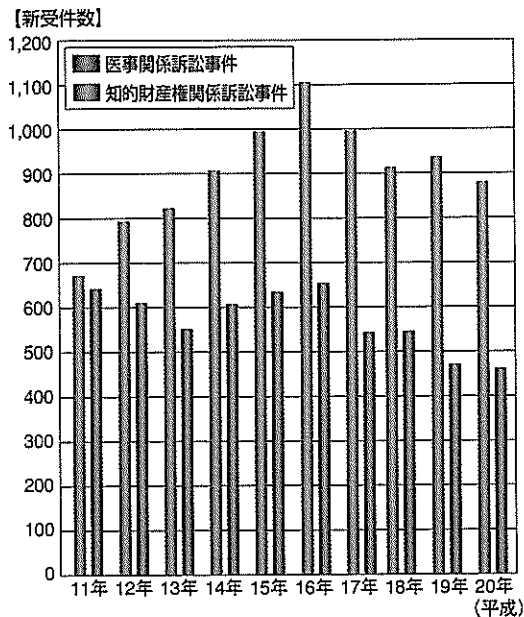
専門訴訟の適正かつ迅速な解決のためには，裁判所に不足している専門的な知識経験を補うことができる専門家による協力が必要不可欠です。

このような観点から，平成15年の民事訴訟法の一部改正において，「専門委員制度」が新設されました。専門家の活躍により，専門訴訟が円滑に進められ，充実した審理が実現されることが期待されており，社会的にも大きく注目されています。

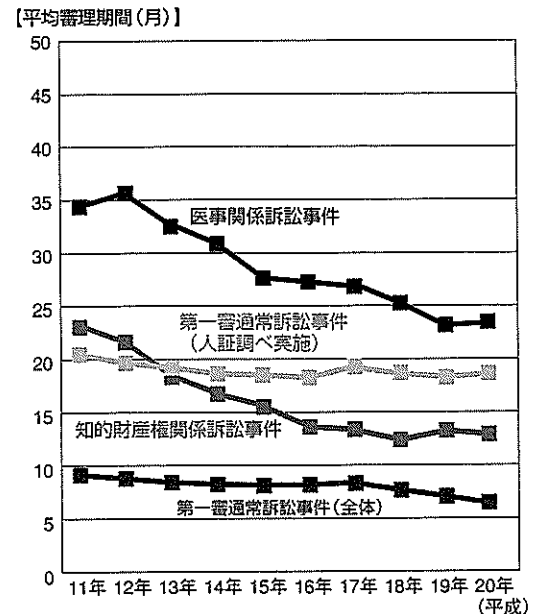


参考

◆ 医事関係訴訟事件及び知的財産権関係訴訟事件の新受件数の推移



◆ 医事関係訴訟事件，知的財産権関係訴訟事件及び第一審通常訴訟事件（全体のもの与人証調べを実施したもの）の平均審理期間の推移



専門委員制度とは

専門委員制度とは、紛争解決に専門的な知識経験を必要とする場合に、その分野の専門的知識経験を十分に有する専門家（専門委員）に訴訟手続の様々な場面に関与してもらう制度です。

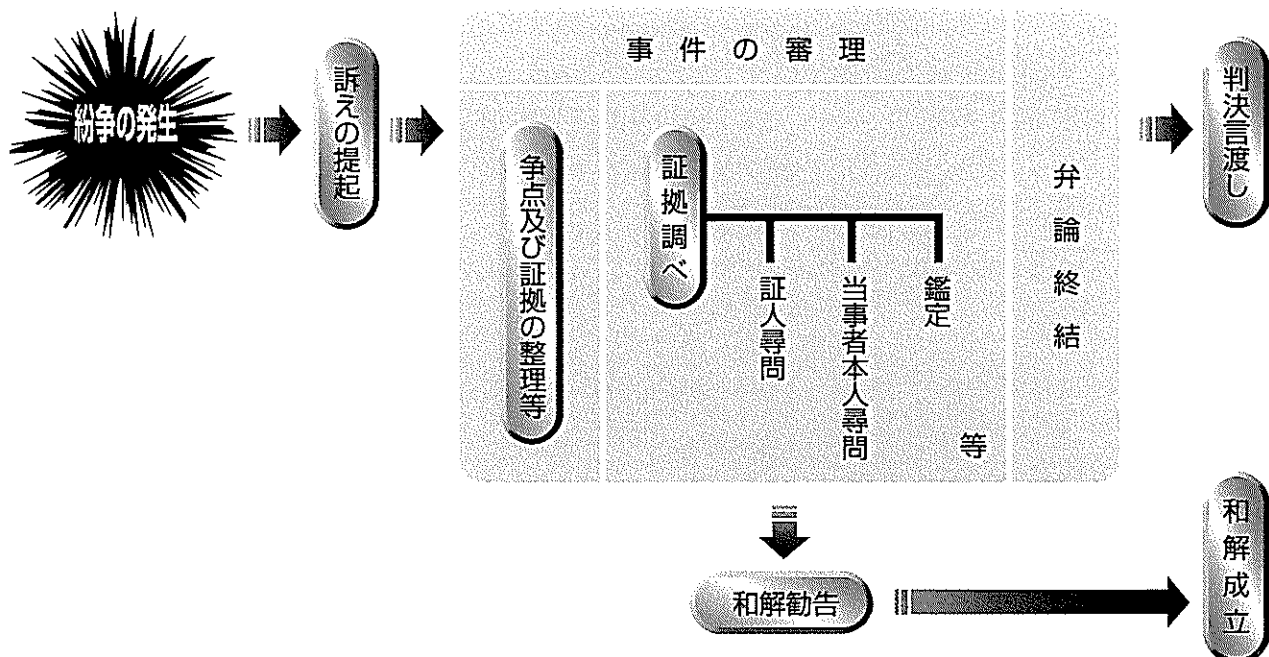
専門訴訟の早期解決には、専門的知識の不足により分かりにくくなっている点を、専門家から説明を受けることで明確にし、手続の円滑な進行を図っていくことが必要となります。そこで、民事訴訟法の一部改正により、専門的知識を有する専門委員に、裁判所のアドバイザー的な立場から訴訟手続全般に関与してもらうことができるようになりました。

● 民事訴訟とは

民事訴訟とは、紛争が生じている当事者の一方（原告）から、相手方（被告）に対する訴えが裁判所に提起されることにより始まり、裁判官の前で当事者がそれぞれ主張を出し合い、その中で争点（当事者間に争いのある事実）を明確にし、その争点について必要な証拠調べを行い、裁判官が結論を得たところで弁論を終結して、裁判所が判決を言い渡すことで終わる、権利関係の確定を目的とする手続のことです。

判決言渡しによる終了の他にも、訴訟が係属している中で、当事者間で話し合い、折り合いがつくことで和解が成立し、また、原告が訴えを取り下げることによって訴訟が終了することもあります。

訴訟の流れ



専門委員として関与する手続とは

専門委員は、裁判所の決定により、訴訟手続における争点及び証拠の整理等の手続、証拠調べの手続、和解の手続に関与することになります。

裁判所は、必要であると認める場合には、争点及び証拠の整理等の手続、証拠調べの手続においては当事者の意見を聴いて、和解の手続においては当事者の同意を得た上で、各手続への専門委員の関与の決定をします。

専門委員の関与が決定されると、裁判所は、その裁判所に所属している専門委員の中から、訴訟の内容等を考慮してふさわしい者を選び、事件ごとに指定することになります。

●専門委員の関与する手続について

専門委員が関与する訴訟手続の内容は、具体的には次のようなものです。

争点及び証拠の整理等

当事者の言い分を聞いて、どの部分に争いがあるのかを明らかにし、当事者から申し出がなされた証拠のうち、紛争解決に必要なものを確認し、また、今後の訴訟の進行につき協議をする手続です。法廷において行われることもありますが、法廷外の準備室等を利用して行われることが多い手続です。

証拠調べ

当事者から申し出がなされた証人や当事者本人、鑑定人、検証物等から、裁判を行う上での資料（証言、当事者本人の供述、鑑定意見、検証の結果など）を獲得する手続です。

和解

訴訟係属中に、当事者双方が互いに譲歩して、話し合いで紛争の解決を図る手続です。

専門委員の身分は

専門委員は、専門的な知識経験を有する専門家の中から最高裁判所が任命する非常勤の裁判所職員（特別職の国家公務員）です。

一般の裁判所職員とは異なり、毎日裁判所に登庁する必要はなく、指定を受けた事件についてのみ関与します。また、指定を受けた事件において専門委員として執務した場合には、手当が支給されます（別途、交通費等の支払があります。）。

専門委員として任命されると、所属する裁判所が定められます。通常は、専門委員の居住地等の最寄りの裁判所が所属する裁判所となり、その所属する裁判所から事件ごとに指定を受けることとなります。また、専門委員の任期は、2年とされています。

● 訴訟等に関与する専門家

専門委員以外にも、従来から、裁判所においては、紛争の解決のために、様々な場面で専門家に協力をいただいているところですが、その典型例が鑑定です。専門委員も鑑定人も、専門訴訟の円滑な進行を図るために協力が期待されている専門家ですが、その違いを比較すると以下ようになります。

なお、鑑定に関しては、平成15年の民事訴訟法の一部改正において、専門訴訟の審理を充実させるという観点から、手続が改善されました。

| | 専門委員 | 鑑定人 |
|-----------|--|--|
| 身分 | 裁判所に所属する職員 (専門的な知見に基づく説明をするために必要な知識経験を有する者) | 裁判所に所属する職員ではない。 (鑑定に必要な学識経験のある者) |
| 関与の場面 | 争点及び証拠の整理等 証拠調べ 和解 | 主に証拠調べ |
| 説明又は意見の性質 | 専門的な事項に関する当事者の言い分や証拠等について、裁判所のアドバイザー的な立場から、分かりやすく説明をする。 この説明は、アドバイザー的な立場からのものであり、説明した内容は証拠とはならない。 | 裁判所から求められた鑑定事項について、意見を述べる(鑑定人の意見として、書面(鑑定書)の提出を求められるのが一般的である。) この意見は証拠となり、判決の基礎となる。 |

各訴訟手続における専門委員の関与イメージ

紛争の発生

訴えの提起

争点及び証拠の整理等

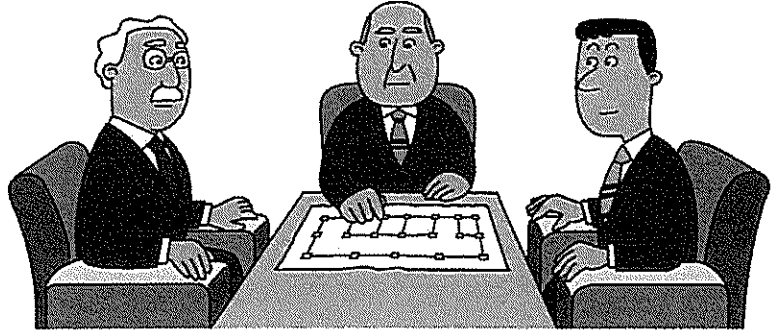
- 争点の把握
- 紛争の解決に必要と思われる証拠の整理
- 訴訟の進行に関する協議等

争点及び証拠の整理等を行う期日に立ち会い、説明を行っている一例



和解勧告

和解を試みる期日に立ち会い，説明を行っている一例

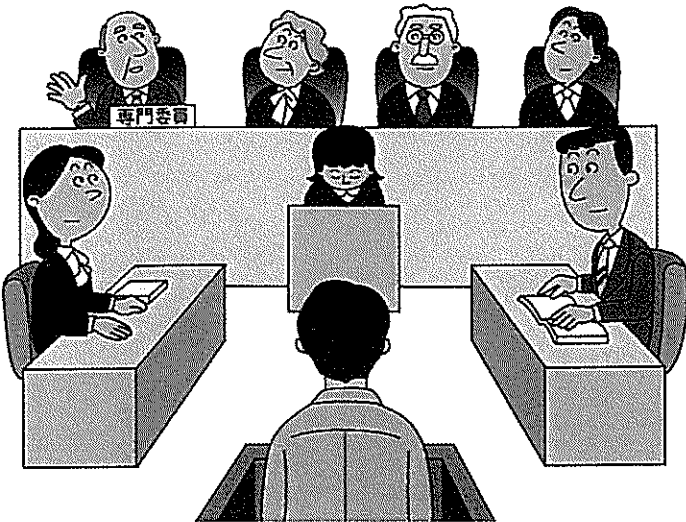


証拠調べ

- 証人尋問
- 当事者本人尋問
- 鑑定

等

証人等の尋問を行う期日に立ち会い，説明を行っている一例



和解成立

判決言渡し

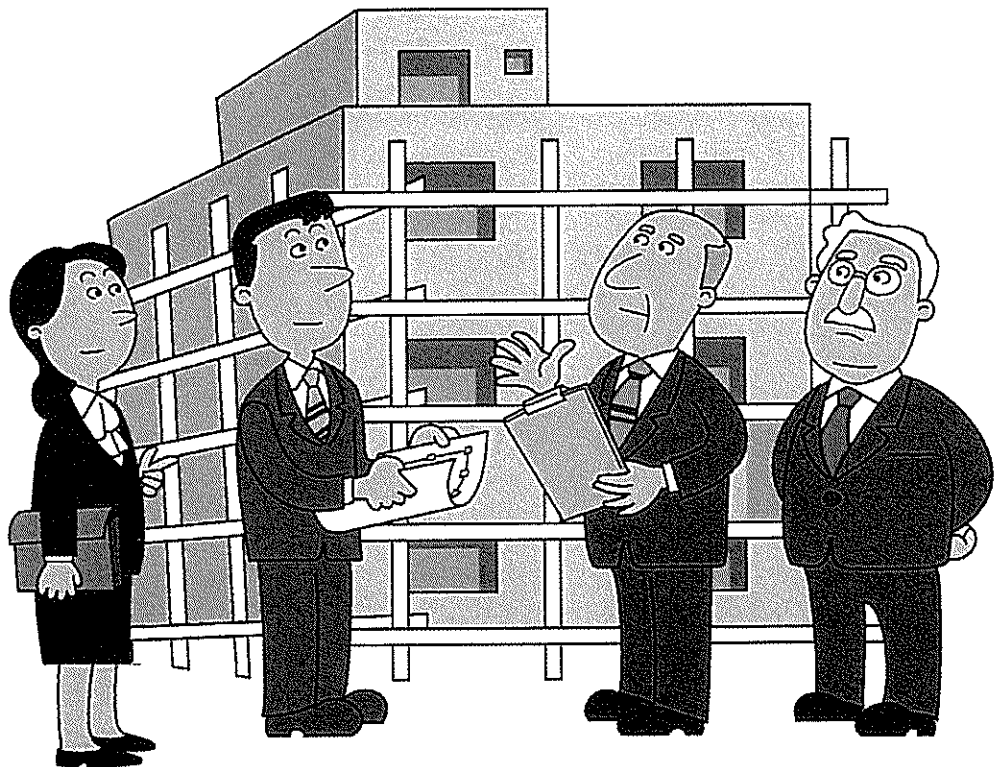
Q

専門委員は、事件の指定を受けた場合、具体的には何をしますか。

A

争点及び証拠を整理する手続や証拠調べの手続等の中で、専門的知見に基づいた説明等を行うことになります。例えば、建築関係訴訟（建築瑕疵等の紛争）において、その争点が専門的な事項に関わるような場合には、設計、構造、監理等の建築学の知識や経験に基づいた説明を行うことになります。証人等の尋問を行う期日においては、証人等が発言した内容等で分かりにくい点を明確にするために説明を求められることがあります。また、当事者の同意を得た上で、証人等に対し直接質問することもできます。

なお、このような訴訟手続における説明等を効果的に行うために、指定を受けた事件について、当事者の主張や提出された書面等を事前に検討して事件の内容を把握し、必要と思われる文献を調べるといった準備が必要になると考えられます。また、裁判長から指示されたときには、紛争の原因となっている建物等を事前に調査する等の準備行為が必要になることも想定されます。



Q

専門委員は、どのようにして専門的知見に基づく説明をすることになるのですか。

A

具体的には、期日において、当事者や代理人の面前で、口頭で説明を行うことが多いと考えられますが、場合によっては、書面を提出して説明を行うこともあります。

Q

専門委員と調停委員等では、何が異なるのですか。

A

調停委員も、その身分としては専門委員と同様に非常勤の裁判所の職員ですが、厳格な手続である訴訟（3ページ参照）に關与する専門委員と異なり、より簡易な手続である調停に關与します。

調停委員には、一般に、裁判官と2名以上の調停委員から構成される調停委員会のメンバーとして、様々な種類の事件において、健全な良識に基づき、当事者の話合いをあっせんし、互いの譲歩を促して一定の合意に達することにより紛争の解決を目指すという役割が求められます。

これに対して、専門委員には、前述のとおり（3ページ参照）、裁判所のアドバイザー的な立場から専門的知見に基づく説明等を行うことで、訴訟手続の円滑な進行の助けとなることが期待されています。

なお、鑑定人との違いについては、5ページの表のとおりですが、訴訟に關与する点では共通しているものの、その身分、關与する訴訟手続の場面、訴訟における説明又は意見の性質等において差異があります。

Q

専門委員として、訴訟手続に関与するに当たって留意すべきことはありますか。

A

専門委員は、公平・中立な立場で訴訟手続に関与することが期待されています。一方の当事者の主張に偏った立場で説明をしていると見られると、当事者から公平性・中立性につき不満をもたれてしまう結果となります。そこで、例えば一方の当事者と必要以上に親しげに会話をしたりせずに、両当事者の言い分をバランスよく聴きながら説明をする等、当事者からの信頼を損なわないように配慮する必要がありますし、事件について先入観や予断を抱くことがないように注意する必要があります。

なお、専門委員として職務をする上で知り得た秘密を外部に漏らしてはいけないことは、言うまでもありません。

Q

専門委員として事件の指定を受ける裁判所は、最寄りの裁判所に限られるのですか。

A

原則として、専門委員の居住地等の最寄りの裁判所が、所属する裁判所として指定され、その所属する裁判所から事件の指定を受けることとなります。

例外的に、例えば、知的財産権関係訴訟のうち特許権等に関する訴えでは、訴訟を取り扱う裁判所が原則として東京と大阪の裁判所のみとされていることから、他の訴訟と比較して、遠隔地に居住している専門家が、専門委員として所属する裁判所の指定を受けることも多いと予想されます。

また、専門家が少ない分野においては、遠隔地に居住している専門家を専門委員に任命する必要性が生じますし、所属する裁判所の指定についても、一箇所にとどまらず、複数の裁判所にわたることも考えられます。

さらに、事案によっては、専門委員の公平性・中立性の観点から、事件が係属する裁判所の近隣に居住する専門委員ではなく、遠方の専門委員に関与してもらうことが相当な場合もあるため、所属する最寄りの裁判所以外の裁判所から事件の指定を受けることもあり得るところです。

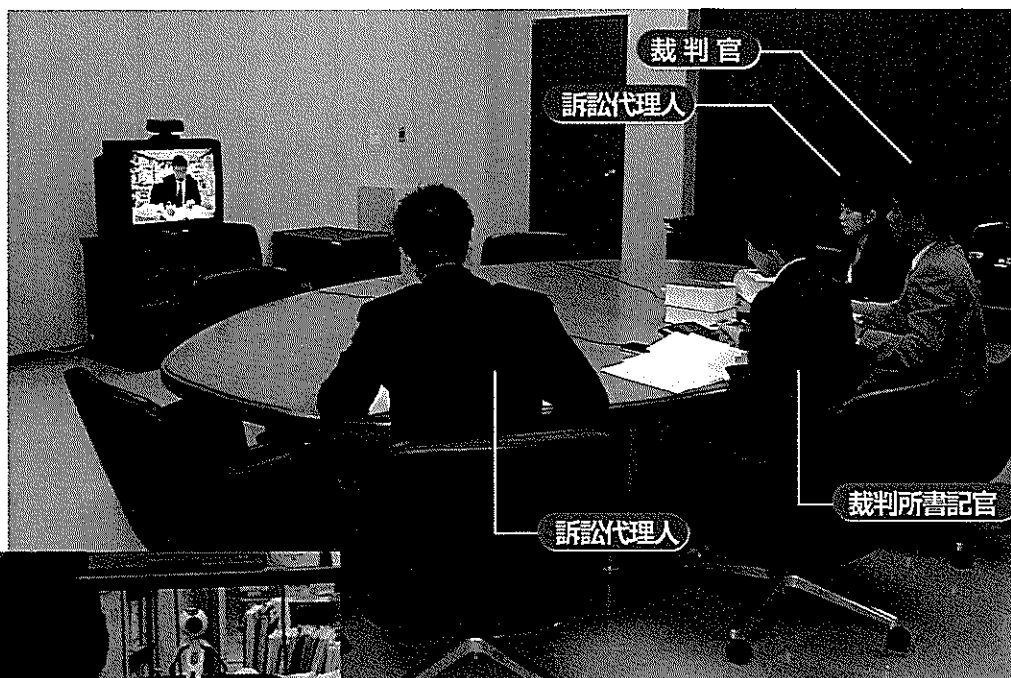
Q

期日での説明のため、必ず裁判所へ行かなければならないのですか。

A

前述のとおり（10ページ参照），遠隔地に居住している専門家を専門委員として任命したり，事件の指定を行うことも考えられるところですが，そのような場合には，電話会議システムを利用して，勤務先等から，電話により口頭で説明を行うことも可能ですし，さらに，テレビ会議システムの利用により，同システムがある最寄りの裁判所や勤務先等から，映像等の送受信によって説明を行うことも可能です。

◆テレビ会議システムを利用した審理の様子（模擬）



連絡先